

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の 対象範囲等に関する検討会報告書について

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書(概要)

- 前提
 - ・ 待機児童問題の解消や質の向上に向けた取り組みを着実に進めつつ、併せて幼児教育の無償化を実施することが重要。
- 対象者
 - ・ 保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所などの認可保育を利用していない者とする。
- 対象サービス
 - ・ 幼稚園の預かり保育
 - ・ 一般的にいう認可外保育施設のほか、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッターなどを対象。このうち、指導監督の基準を満たすもの(ただし、指導監督基準の適用については5年間の猶予措置を設ける)
 - 子ども・子育て支援法の認可事業が含まれる。
- 上限額
 - ・ 認可保育所の保育料の全国平均額(3～5歳は月額3.7万円、0～2歳は月額4.2万円)を上限とする。
 - ・ 幼稚園の預かり保育については、幼稚園本体の保育料の無償化上限額(月額2.57万円)を含めて、上記の全国平均額までを上限とする。
- 支払方法
 - ・ いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける償還払いを原則とする。
- 質の向上
 - ・ 認可を希望する認可外保育施設に対しては、運営費・改修費を補助することにより認可への移行を支援する。
- 実施時期
 - ・ 無償化措置の対象が認可外保育サービスにも広がることを踏まえ、「2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する」という「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を改め、認可・認可外を問わず2019年10月から全面的に実施することとする。
- その他
 - ・ 今後の具体的制度設計にあたっては、地方自治体の意見を十分聞く。
 - ・ 自治体の負担が軽減される場合には、その財源を子育て支援に活用するよう求める。